

低入札価格調査制度対象工事における技術者の増員配置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、契約内容に適合した履行を確保するため、調査基準価格を下回る入札があった場合における簡易調査（鹿角市低入札価格調査制度運用要領（平成18年鹿角市訓令49号）第3条第4項第3号について調査することをいう。以下同じ。）の取扱いについて定めるものとする。

(技術者の増員配置の要件)

第2条 簡易調査における技術者の増員配置の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任配置が義務付けられている工事にあつては、当該工事において求められている監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす技術者1名を監理技術者等とは別に専任で配置できること。
- (2) 監理技術者等の専任配置が義務付けられていない工事にあつては、当該工事において求められている監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす技術者1名を監理技術者等とは別に配置できること。

(補則)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。